



未来をひらき 人もまちも いきいき輝く 平生

広報

# ひらお

-HIRAO Public Relations-

## 主な内容

- 国民健康保険税が大きく変わります(P 2~3)
- 住民税の還付(減額)には申告が必要です(P 4)
- 特定健診・健康診査が始まりました(P 5)
- 目安箱の“なかみ”をお知らせします(P 6)
- 町長室の窓(P 9)
- まちの話題(P 10~13)
- 情報伝言板(P 18~19)



No.1154

平成20年  
(2008)

6 月号

## 歩いて行こうよ

4月29日、自然や人とのふれあいを深めようと、平成20年度平生町歩け歩け大会が開催されました。

平生小学校を出発した参加者92人は、スポーツレクリエーション公園までの片道約5kmを、みんな一緒に楽しみながら歩きました。

到着後は、用意されたさまざまなゲームや大声コンテストなどで満喫し、とても楽しい1日を過ごしていました。

◇発行：平生町役場 〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1 Tel0820 (56) 7120<企画課>



- ホームページ (パソコン版) <http://www.town.hirao.lg.jp/>  
(携帯電話版) <http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html>  
(左の2次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取ることによりアクセスできます。)
- E-mail [hirao1@hirao.townnet.pref.yamaguchi.jp](mailto:hirao1@hirao.townnet.pref.yamaguchi.jp)

平成20年度から

# 国民健康保険税が大きく変わります

## ●国民健康保険税の算定に「後期高齢者支援金分」が創設されます

4月から始まった長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に伴い、これまでは、国民健康保険税の「医療分」に含まれていた老人保健制度への費用負担分を、平成20年度から「後期高齢者支援金分」として明確化し、「医療分」と分けることになりました。

これにより、国民健康保険税の算定は、従来の「医療分」「介護分」に加え、「後期高齢者支援金分」を含めたもので課税することになります。

また、これに伴い、平成20年度国民健康保険税の税率および課税限度額を、右表のとおり改正することになりました。

この改正について、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

### ◆平成20年度 国民健康保険税の税率(額)および課税限度額

課税項目	区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40~64歳の被保険者)
所得割		6.1%	1.62%	1.9%
資産割		22.0%	6.00%	7.9%
均等割額(1人あたり)		21,000円	5,400円	8,500円
平等割額(1世帯あたり)		21,100円	5,800円	5,200円
課税限度額		470,000円	120,000円	90,000円

## ●10月から国民健康保険税の年金からの特別徴収が始まります

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の納付方法が変更になります。

これまでの納付方法としては、納付書による窓口納付または口座振替でした。

10月から、次に該当する人は、特別徴収（年金から税額を天引きする納付方法）に変わります。

### 【特別徴収の対象となる人】

対象となるのは、次の①～④の条件をすべて満たす世帯主の人です。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者であること（世帯主が被用者保険の加入者である場合や、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の加入者である場合を除く。）。
- ②世帯の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③世帯主が年額18万円以上の公的年金の受給者であること。
- ④世帯主が介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えていないこと。

## ●国民健康保険税の2割軽減を受けるための申請が不要になりました

これまで、均等割額と平等割額が2割軽減される世帯については、申請書の提出をお願いしていました。

今年度から、対象となる世帯には、納税通知書で2割軽減実施後の税額でお知らせするため、申請書の提出が不要となりました。



## ●長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴い、 国民健康保険税について、緩和措置が講じられます

4月以降、75歳以上の人は長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行することになりましたが、それに伴って、国民健康保険税が急に増えることがないように次の措置が講じられます。

### ①低所得者に対する国民健康保険税の減額が引き続き受けられます

国民健康保険税で減額を受けている世帯について、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）へ移行することにより、世帯の国民健康保険の被保険者が減少しても、5年間は従前と同様の減額を受けられるように、移行した被保険者を含めた人数や総所得金額の合計額で軽減の判定を行います。

### ②世帯ごとにご負担いただく平等割額が半額になります

国民健康保険の世帯で長寿医療制度（後期高齢者医療制度）へ移行することにより、国民健康保険の単身世帯になる人は、「医療分」と「後期高齢者支援金分」に係る平等割額が5年間半額になります。

### ③被用者保険の被扶養者であった人は減免が受けられます

社会保険など、被用者保険の被保険者本人が長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行したことにより、新たに国民健康保険に加入することになる65歳以上75歳未満の被扶養者（「旧被扶養者」という）には、2年間に限り、以下の減免を受けられます。

※加入届の際に、被用者保険の保険者が発行する「資格喪失連絡票」などの書類をお持ちください。

- 旧被扶養者に係る所得割額、資産割額が課税されません。
- 旧被扶養者に係る均等割額が半額になります。（ただし、7割もしくは5割軽減世帯に該当する場合は除きます。）
- 旧被扶養者のみの国民健康保険世帯の場合は、平等割額が半額になります。（ただし、7割もしくは5割軽減世帯に該当する場合は除きます。）

■問合せ先 町役場税務課 Tel (56) 7114

## 地域の力発揮事業の実績公表

平成19年度に地域の力発揮事業に取り組んできた各団体の実績を公表します。

○事業名（団体名／内容／補助金額）

- ◆「曾根公民館60年のあゆみ」編集・発行（「曾根公民館60年のあゆみ」編集委員会／住民に先人の業績を周知・継承するため「曾根公民館60年のあゆみ」を発行（300冊）／485,800円）
- ◆伝統芸能伝承のため道具の保全・修理（曾根神舞保存会／伝統芸能の維持・伝承のため、神舞に必要な諸道具の購入や保全・補修／215,840円）
- ◆堅ヶ浜地区里山再生事業における字宇津和地内道路改良事業（堅ヶ浜里山の会／耕作放棄地の解消のため同道路の改良工事を行い、大型農業機械の搬入を可能にする／500,000円）
- ◆ブックスタート（平生町母子保健推進協議会（サークルおかあさんといっしょ）／母子の信頼関係を深め、育児不安やストレスの軽減のため、絵本の配布（110冊）と絵本の読み聞かせ会を開催（10回）／64,447円）

- ◆佐賀自然公園パーゴラ設置事業（佐賀自然愛好会／佐賀自然公園にパーゴラやテーブル、イスを設置し、住民の憩いの場所を提供／490,000円）
- ◆子育て支援（子育て支援グループ「きらきら」／乳幼児を持つ親の育児不安やストレスの軽減のため、絵本の読み聞かせなどの子育て支援（15回）を行う／245,517円）
- ◆大星山で初日の出を迎えよう（大星山で初日の出を迎える会／町の観光PRや登山者のやすらぎのため、大星山展望台で初日の出を迎える時にぜんざい・甘酒を振舞う／85,000円）
- ◆西原・堅ヶ浜交流の道づくり（西原・堅ヶ浜交流の道づくり推進グループ／生活道の利便性向上のため、西原地区と堅ヶ浜地区とを結ぶ道づくり（生コン舗装70m）を行う／500,000円）
- ◆観光道路整備事業（つつじの会／室津半島スカイラインの安全確保のため、草刈・除草を行い、つつじの植栽（700本）によって美化・緑化を図る／500,000円）

■問合せ先 町役場企画課まちづくり班 Tel (56) 7120



税源移譲に伴う 住民税の減額措置のお知らせ

# 住民税の還付(減額)には申告が必要です

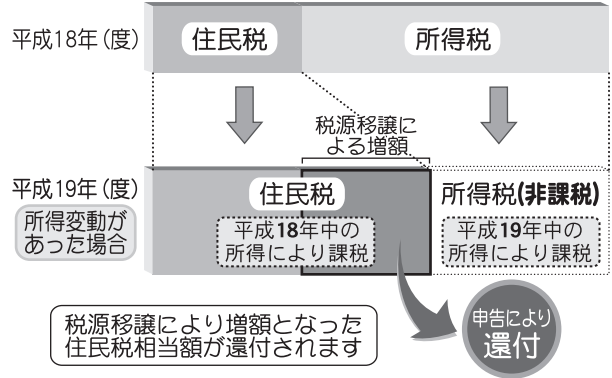
税源移譲により、平成19年度の住民税が増え、平成19年分の所得税が減ることで、住民税と所得税の合計額が変わらないように調整されました。

しかし、平成19年中に所得が減少して所得税が課税されない人などは、住民税のみが増えることになり、税負担が急に増えてしまいます。(所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の増加の影響のみを受ける人の場合)

そのため、下記の条件を両方満たす人については、増額となった住民税相当額を還付しますので、7月中に申告書を提出してください。

なお、この減額措置は、制度改正の初年度にあたる平成19年度住民税に限り適用されます。

(イメージ図)



## ●対象となる人【次の(ア)(イ)の条件を両方とも満たす人】

- (ア) 平成19年度住民税の課税所得金額<sup>※1</sup> (分離課税分<sup>※2</sup>を除く) が 所得税と住民税の人的控除の差<sup>※3</sup>の合計 を超える
- (イ) 平成20年度住民税の課税所得金額<sup>※1</sup> (分離課税分<sup>※2</sup>を含む) が 所得税と住民税の人的控除の差<sup>※3</sup>の合計 以下

※1 課税所得金額 所得金額から基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除を差し引いた額。

※2 分離課税分 土地等の譲渡や株式等の譲渡による所得など、他の所得とは別に分離して税額計算を行う所得の課税所得金額のこと。

※3 所得税と住民税の人的控除の差 所得控除のうち基礎控除、扶養控除、配偶者控除などが人的控除にあたりますが、所得税と住民税では、これらの控除額に差があります。

(例：所得税での配偶者控除額は38万円ですが、住民税では配偶者控除額は33万円と、5万円ほど差があります。これらの差額のことを、人的控除の差額と言います。)

## ●申告方法

減額申告書を申告期間内に平成19年度の住民税を納付した市町村(平成19年1月1日の住所所在地)に提出してください。

本町においては、平成19、20年度の課税状況から、対象者へ「変動所得に係る減額措置の申告書」を送付しますので、必ず期間内に申告をしてください。(平成19年中に町外から転入された人や、確定申告をされていない人で、この減額措置に該当すると思われる人は、町役場税務課までお問い合わせください。)

## ●申告期間 平成20年7月1日～31日

平成19年中に亡くなられた人や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない人には、この経過措置は適用されません。また、住宅ローン控除などで、所得税が課税されなくなった人には適用されません。

### ◆例 給与収入が500万円の夫婦の場合

・平成19年、特に収入が変わらなかったとき(円)

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合計	350,000	350,000

・平成19年(度)に収入なしになったとき(円)

	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	差額
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

還付

# 国民健康保険の 後期高齢者医療の 特定健診・健康診査 が始まりました

広報3月号でお知らせしてまいりましたとおり、平成20年度からこれまでの基本健診に変わり、加入する各医療保険により、生活習慣病の早期発見・予防を目的とした健康診査が実施されます。

平生町国民健康保険においても、40～74歳以上の被保険者を対象に特定健康診査（特定健診）を実施しますので、積極的な受診をお願いします。（特定健診では、その実施率などが国の定めた基準に達しなければ、保険税への影響がある場合もあります。）

後期高齢者医療保険に加入されている人も、同様の健康診査が山口県後期高齢者医療広域連合において実施されますので、希望される人は受診してください。

それぞれの保険加入者で対象となる人へは、5月より「受診券」と「質問票」の送付を始めています。受診の際は、それらを必ず健診医療機関に提示してください。



※受診券は、4月1日時点で保険資格の確認ができた人にお送りしています。（発送時までに保険資格に異動があった人、国民健康保険による人間ドックの申込みのあった人には送付をしていません。）なお、年度途中での資格異動のある場合や郵便が届かなかった場合で、受診を希望される人は町役場町民課までご連絡ください。また、今年度に年齢到達で後期高齢者医療制度に加入される人には、加入後に受診券をお届けする予定です。（平成21年3月に加入される場合は翌年度からの実施となります。）

## ◆健診の内訳（今年度に到達する年齢で判断します）

	国民健康保険の特定健診	後期高齢者医療保険の健康診査
対象者	40～74歳の町国保の被保険者 （事業所など、他で同様の健診を受けた人は重複して受診される必要はありませんので、ご連絡ください。）	後期高齢者医療制度の被保険者 （糖尿病、高血圧性疾患、脳梗塞などの生活習慣病となる疾病で、すでに治療中の方は対象外です。希望される場合は受診可能です。）
健診機関	向井医院、田尻内科、平生クリニックセンター、光輝病院	左の4機関に加え、県内の特定健診実施機関（町外の医療機関へは、直接お問い合わせください）
受診期限	平成20年12月末	平成21年3月末
受診料	70歳未満：1,000円、70歳以上：500円	500円
検査項目	問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査（脂質、肝機能、血糖） 【医師が必要と認めた場合の項目】 心電図、貧血検査、（眼底検査）	問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査（脂質、肝機能、血糖）、貧血検査

◆平生町国保では、半日人間ドックも実施していますので、ご希望の人はご利用ください。

- 対象者 30歳以上の平生町国民健康保険被保険者で、保険税の滞納のない世帯の人
- 検査項目 測定、尿検査、血液検査、心電図、検便、レントゲン検査、超音波検査、婦人科（希望者のみ マンモグラフィなど）
- 自己負担額 11,655円～13,671円
- 受診病院 平生クリニックセンター、周東総合病院、光市立大和総合病院
- 申込期限 12月26日（金）

なお、すでに特定健診を受けられた人は、人間ドックの助成はありません。年度内に人間ドックが特定健診のどちらかを受けていただくことになります。これから人間ドックを申し込まれる予定の方は、申込の際に特定健診の受診券を役場窓口までお持ちください。

# 目安箱の“なかみ”をお知らせします

平成の目安箱は、平成11年から各公共施設に投函箱を設置し、町民の声を広くお聞きしようとして、発足させたもので、「協働のまちづくり」の一角を担っています。

平成19年度の利用状況は、最近多くなったメール利用が半数を占めるなど、全部で32件の意見、提言が寄せられました。

行政に対する提言や苦情をはじめ、町民の方々の真摯なお気持ちが寄せられるなど、大きな効果が出ていると判断しています。寄せられた意見などについては、回答のできるものは、即刻担当から報告することとしておりますが、ほとんどのものが投稿者不明です。すぐに回答してあげたいという内容も多くありますので、秘密は堅く守ります。どうか、ホームページの「平成の目安箱」メールフォームからご意見などをお寄せになる場合も、ご自身のメールアドレスを記入されますようお願いいたします。今後もこの制度をご利用いただき、どうぞご意見をお願いします。お待ちしております。

昨年度、寄せられた主な意見は次のとおりです。

- 海岸の粗大ごみの対策を。できることはしているが手に負えないものがある。
- 目安箱の意見を玄関などに掲載したらどうか
- ふるさと平生の荒廃した自分の土地を処分したいという相談
- 公共施設のトイレの清掃状態の指摘
- 他県に転出している方から父の生活の心配相談
- 職員は電話対応の場合に、〇〇課の〇〇と名乗ってほしい
- 図書館で本を借りる場合袋も貸してほしい。施設を現代的にし、雰囲気をもくしてほしい
- 合併の話を進めてほしい
- 平生ポートパーク利用についての苦情
- 乳児一般健康診査に1カ月健診の追加を

- 学童保育の時間延長をお願いする
- 公共施設における照明の消し忘れ
- 育児活動サークルの活動内容
- 町の財政が厳しいからといって住みにくい町になるのはいや、フリーマーケットやチャリティコンサートを開催して
- 議会だよりを読んで、財政が厳しいということに不安不快になった
- 目安箱の設置場所を保健センターや図書館など増やしてほしい
- 佐賀出張所も本庁と同じくすべての事務に対応できるようにしてほしい
- 議会だよりの合併問題に郡内3町でとあるが、納得する説明がほしい

少子化にかかわることなどは、即答差し上げたい内容もありましたので、双方向の意見交換ができるよう、今後も努めていきたいと考えています。

また、あわせて町長室も毎月第2水曜日の午後6時から開放していますので、町長との対話に積極的にご参加ください。

目安箱が設置されている公共施設は次のとおりです。

- 町役場本庁
- 佐賀出張所
- 中央公民館
- 大野公民館
- 曽根公民館
- 老人福祉センター



※電子メールは、町のホームページ内の「平成の目安箱」からご利用ください。

## 情報公開制度・個人情報保護制度

平生町情報公開条例は、町政の透明性の向上と公正な運営を図るとともに、町民の町政への参加を促すことを目的として、平成14年10月から施行されています。この制度の平成19年度における運用状況については、次のとおりです。

○開示請求 3件    ○非開示件数 3件

### ◆内容

- ・議会全員協議会時資料の内容開示請求
- ・情報公開審査会協議内容の開示請求
- ・個人（本人以外）の給与支払報告書の開示請求

また、平生町個人情報保護条例は、個人の権利および利益を保護することを目的として、平成15年度から施行されていますが、この制度の平成19年度における利用はありませんでした。

■問合せ先 町役場総務課 Tel (56) 7111

## 6月は環境月間です

■問合せ先  
町役場町民課 Tel (56) 7113

6月5日は「環境の日」です。この環境月間を機会に、改めて「環境」について考え、行動してみませんか？

### 夏のエコスタイル・エコドライブキャンペーン



みんなで止めよう温暖化  
チーム・マイナス6%

地球温暖化を防止するため、山口県および県内各市町で「夏のエコスタイル・エコドライブキャンペーン」に取り組むこととしています。

これを機会に皆さんもぜひ身近なところから取り組んでいきましょう。

●実施期間 6月1日日～9月30日火

●取り組み内容

◇エコスタイル

- ・冷房時の設定温度を28℃にしよう
- ・クールビズにしよう（上着を脱いで、ノーネクタイにすると体感温度で2℃下がると言われています。）

◇エコドライブ

- ・優しいアクセル操作でゆっくり発進しよう
- ・駐停車時はアイドリングストップしよう（5秒以上止まるときは、エンジンを切る習慣をつけよう）
- ・出かける前に計画・準備をしよう
- ・タイヤの空気圧を定期的に点検しよう
- ・エアコンを控えめにしよう

### 県内一斉ライトダウンキャンペーン

可能な範囲で照明を消灯して、CO<sub>2</sub>排出量を削減しましょう。

●実施期間 6月21日土（夏至の日）～7月7日月（洞爺湖サミット初日）  
午後8時～10時（2時間）

資源を大切に



## 「ねんきん特別便」に伴う 平日時間延長と休日開庁

徳山社会保険事務所では、「ねんきん特別便」の送付に合わせて、6月すべての土・日曜日の開庁と平日の時間延長を行います。

「ねんきん特別便」が届いた人の、年金記録の確認やご不明な点など、ご相談をお受けしています。

●受付時間

平日 午前8時30分～午後7時  
休日 午前9時30分～午後4時

◇電話でのご相談は

「ねんきん特別便専用ダイヤル」  
Tel 0570(058)555  
※IP電話・PHSからは  
Tel 03(6700)1144

●受付時間

平日 午前9時～午後8時  
休日 午前9時～午後5時

■問合せ先  
徳山社会保険事務所 Tel0834(31)2152

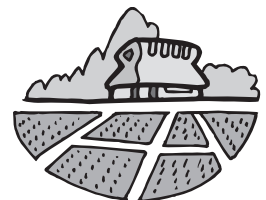
## ふるさと納税について

地方税法改正を受けて、「ふるさと納税制度」がスタートしました。

この「ふるさと納税制度」は、「ふるさと」を応援したい人が、「ふるさと」という地方公共団体に寄附を行うと、その寄附金額に応じて税金の一部が控除されるという制度です。

本町におきましても、地域活性化の大きな役割を担うと期待していますので、本町を応援していただける人は、ぜひ、この制度をご活用いただきますようお願いいたします。

現在、寄附やこの制度に関する手続きなどの準備をしています。詳細が決まり次第、平生町のホームページや広報紙などでお知らせいたします。



■問合せ先  
町役場企画課 まちづくり班 Tel (56) 7120



## 耐震診断・耐震改修を補助します

町では、町民のみなさんの耐震化への取り組みを支援するため、木造住宅の耐震診断や耐震改修、公共的な建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助します。

つきましては、下記の要件で補助金申請を受け付けますので、ご応募ください。

### ●木造住宅の耐震診断・耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工した町内にある1戸建てで、3階以下の木造住宅（店舗などの用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上を占めるもの）

#### ・募集戸数（補助限度額）

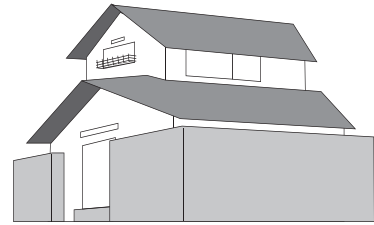
耐震診断 6戸（1戸当たり2万8,000円まで）

耐震改修 2戸（1戸当たり30万円まで）

### ●公共的な建築物の耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工した、町内にある民間の保育所や病院など公共的な建築物

#### ・募集戸数（補助限度額） 1棟、100万円まで



◇募集期間 7月1日火～7月14日月（土・日曜日は除く）

※応募者多数の場合は、抽選とします。また、応募戸数に満たない場合は、当分の間、随時募集を行います。

※申請書は町役場建設課に備え付けてあります。なお、建物の所有者に町税の滞納がないなどの要件があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

■申込みおよび問合せ先 町役場建設課 Tel (56) 7118

## 大規模な土地取引には届出が必要です

国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価の高騰の抑制、乱開発の未然防止のため、一定面積以上の土地取引については、契約後一定期間以内に届出をしなければならないことになっています。

### ●届出の必要な土地取引

（平生町の場合）

- ・面積 5,000㎡以上
- ・取引内容 売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有部分の譲渡、地上権・賃貸権の設定または譲渡、予約完結権・買戻権などの譲渡など

### ●届出時期

契約後2週間以内

### ●届出をする人

土地の取得者（買主）

### ●届出をしないと

届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

■問合せ先 町役場企画課 Tel (56) 7120

## 犬の狂犬病予防注射は、お済みですか？



狂犬病予防法第5条により、犬の所有者は、生後91日以上飼育する犬に狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければならぬと定められています。また、お済みでない人がいましたら、次の順序で注射などの手続きを済ませていただきますようお願いいたします。

- ① 獣医師（個人病院）から注射を受け、狂犬病注射済証をもらってください。注射代金は、自己負担となります。
  - ② 狂犬病注射済証を町民課生活環境班に提出してください。
  - ③ 町から狂犬病注射済票を交付します。（狂犬病注射済票代金として、550円ほどかかります。）
- ※新規登録される場合は、さらに3000円必要です。
- 問合せ先  
町役場町民課  
Tel (56) 7113





No. 80

萌えるような緑がしつとりと雨にぬれ、いつそう輝きを増しています。こんなすがすがしさとは裏腹に、アジアは天災異変。ミャンマーの大洪水に続き、中国の四川大地震と、まるで地球が吠えているようです。その惨状に胸が痛みますが、これからの復旧、復興の本番です。国際的な共同対応で、この難局を乗り切つて欲しいと願っています。

さて、来月は地球温暖化防止を中心議題に洞爺湖サミットが開催されます。今や、環境問題のキーワードともなった、『Think globally, Act locally』(グローバルな視点で考え、地元から行動しよう)は、私の好きな言葉ですが、日本でも同じような意味で『着眼大局、着手小局』という、いい言葉があります。少

とするものです。町長室の南側は、全面窓ガラスのため、真夏の暑さたるや想像を超えるものです。今年こそは、と意を決し、4月末、町長室外側の窓辺に、園芸用の支柱とネットを張り、ゴーヤの苗20本を植えました。目下、日ごとぐんぐんと伸びていま

す。夏にはきつと青々と茂つて、その効果を發揮してくれることでしょう。

2つ目は、「ひらお体験農園」での野菜づくりです。現在、高齢化による担い手不足と耕作放棄地の増加は各地共通の悩みとなっています。そこで、新規就農者の確保と遊

## 『着眼大局、着手小局』

休農地の解消をめざし、本町農業委員会を中心に、県、JAなどの支援によって、この農園が開設されました。1区画が18㎡で20区画。私も応募し、参加者の方々と一緒にトマト、ナス、キュウリ…などに挑戦しています。(もちろん「枝豆も!」)

初心者でも、基礎的な知識や栽培技術を親切に指導いただけるため、大変、好評です。「食の安全、安心」が大きなテーマとなっている昨今、これこそ、まさに育てる楽しさ、収穫する喜び、食への満足感を体感できる究極の「地産、地消」と言えます。この喜びを皆さんとも分かち合いたいと思います。一度、この体験農園に足を運んでみてください。お待ちしております。

山田 健一



## 児童手当のお知らせ

### ●児童手当制度の目的

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および子どもとの生活の質が向上するよう支援することを目的としています。

### ●児童手当を受けることのできる人

小学校修了前の児童を養育している人に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、支給されません。

### ●児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした翌月から開始され支給事由の消滅した月分まで支給されます。

### ●支給額

- ・ 3歳未満の児童  
一律10,000円 (月額)
- ・ 3歳以上の児童
 

第1子	5,000円 (月額)
第2子	5,000円 (月額)
第3子以降	10,000円 (月額)

※児童手当での受給資格があると思われる人で、まだ手当での支給を受けていない人は、町役場健康福祉課または佐賀出張所で申請の手続きをしてください。

前年度所得制限の人も、該当する場合がありますのでお問い合わせください。

### ◇受給者のみなさんへ

#### ●現況届は6月中に!

児童手当を受けている人は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。「児童手当現況届」の用紙は6月の中旬に現在児童手当を受けている人に「支払通知書」と一緒に送付します。

#### ■問合せ先

町役場健康福祉課 こども班  
Tel (56) 7115



町民課の  
窓口延長サービス

●毎週金曜日、町民課の窓口は午後6時30分まで(年末年始、祝日を除く)  
●交付できるもの: 住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書  
※戸籍について、古い戸籍(除籍・原戸籍)は除く

# まちの話題

## メダカを守ろう！

平生小の自然・科学クラブの児童22人は、絶滅が心配されているメダカを守るため、5月26日、町内でのメダカ生息調査を始めた。



用水路や小川の中ををじつと見つめ、それぞれが持参した網でメダカを捕獲して生息を確認。初めてメダカを捕まえたという児童も多く、町内の身近なところに生息していることを知り、また環境保護の意識が高まるクラブ活動となりました。

メダカは、県内でも河川改修や水質悪化などで減少しており、「レッドデータブックやまぐち」では絶滅危惧種となっています。

## 中学生が看護体験

5月10日、平生中学校の生徒14人は、光輝病院主催の「中学生ふれあい看護体験」に参加しました。



この看護体験は、直接お年寄りとふれあって、優しさやいたわりの心を養ってほしいと、平成12年から毎年行われていきます。

看護を体験したいと参加した生徒たちは、お年寄りに優しく声をかけ、聴診器をあてたり、車いすを体験したりと、とても貴重な時間を過ごすことができました。

## ホタル鑑賞の夕べ



5月25日、曾根向井原地区の和田川沿いで、地元有志による「ホタル鑑賞の夕べ」が開かれ、今年も町内外から多くの人を訪れました。

雨天により1日順延となりましたが、会場では、いも汁の接待などが用意され、和田川のホタルを一目見ようと集まった人たちをもてなしていました。

## みそづくりを体験



もっと平生町を知ってほしいと、「きてみて！ひらおの会」主催の「みそづくり体験」が、5月21日から23日までの3日間行われました。

町内外から集まった参加者10人は、地域間交流も兼ね、大野南のひらおみそ加工場で、ひらおのみそづくりを体験しました。

同会は、これからもさまざまな体験や交流会を計画しており、平生町の良さを発信していく予定です。

## テニス教室始まる

5月14日、平生町勤労青少年ホーム主催の硬式テニス教室が始まりました。

この教室では、基礎から試合形式の練習まで織り交ぜ、初心者にもわかりやすい指導で、全5回を堀川公園テニスコーターの全面を使って行われます。

毎年行われているこのテニス教室。あなたもスポーツで汗を流してみませんか？





5月18日、沓の割自治会の自主防災組織による防火訓練が行われました。

## バケツリレーで防火訓練

火事がおきたら、やはり水が必要だ！と、この日は柳井地区広域消防組合の協力のもと、参加住民それぞれが自宅からバケツを持ち寄り、バケツリレーによる消火訓練を行いました。

万が一に備え、地域で協力して、初期の防火意識を高める有意義な訓練となりました。

現在、本町では96の自治会による自主防災組織が立ち上がっています。

## 中央公民館まつり



5月18日、第15回中央公民館まつりが開かれ、利用者協議会64団体によるステージ発表や作品展、お茶席や映画など、「心のつながりをつくる地域のまつり」として、大いに盛り上がりました。

また、公民館前の広場では、竹馬などの懐かしい遊びや遊休品バザー、会食コーナーなど、さまざまな催しが行われ、会場は多くの来場者でにぎわいました。



していきます。

4月26日、大野南の南下で、「ひらお農業体験農園」が開園しました。

この農園は、身近に農業を体験してもらおうと、参加者20人がそれぞれ1区画18㎡の畑を借りて、ナスやキュウリなど四季折々の野菜を、栽培から収穫まで行うものです。

農業に精通した指導者からの栽培教室もあわせて毎月行われ、これから1年間かけて農業を体験

## ひらお農業体験農園

## キラリンピックで活躍

5月20日、第8回キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）が防府市で行われ、参加した選手のみなさんは、各種目で健闘し、競い合いました。結果は次のとおりです。（敬称略）

◎ソフトボール投（男子）

1位 田中信行（佐賀）

◎100m走（女子）

1位 中田敬子（佐賀）

左から中田さん、田中さん、



## 町民軟式野球大会



5月18日、第7回町民軟式野球大会が町スポーツセンターとハートランドひらお運動広場で行われ、参加した8チームは白熱した戦いを繰り広げました。結果は、次のとおりです。

◎Aブロック優勝：一番星

◎Bブロック優勝：泉土木CTドジャース



## 戦没者追悼式



平生町戦没者追悼式が、5月20日に武道館で行われ、関係者約150人が参列しました。

式では、黙とうに続き、山田町長、瀬光町遺族会連合会長、田中町議会議長（藤村副議長代読）が献花と追悼のことばを述べました。その後、参列者全員が献花を行い、尊い命を亡くされた535柱の冥福を祈りました。

## 工事の安全成就を祈って

5月9日、平生風力発電所施設建設工事の起工式が室津半島スカイライン沿いの建設予定地で行われました。

起工式では、施工主など関係者約30人が出席し、工事の安全成就が祈願されました。

建設が予定されている風車は、大星山にすでに建っている風車と同規模のもの6基で、現在田名埠頭で保管されている機材を6〜7月にかけて運搬し、8月にはその姿を現す予定です。



## 寄贈ありがとうございました

### 光熊毛郡法人会

光市と熊毛郡3町の企業で構成される光・熊毛郡法人会（藤井勝会長）の20周年記念式典が光市で開かれ、同会から本町へ、地域社会に貢献していきたいと、車いす10台が寄贈されました。

寄贈された車いすは、町内の各施設に設置し、福祉事業に役立てさせていただきます。



### 国際ソロプチミスト柳井



5月20日、国際ソロプチミスト柳井（志熊崧会長）のみなさんが、絵本約100冊を町内の幼稚園、保育園に寄贈されました。

今回の寄贈は、同会創立20周年記念事業の一環として行われたもので、志熊会長は、感性豊かな子どもを育てるために絵本を役立てて欲しいと述べられました。



△前列左から池村さん、南木さん、若山さん

4月23日、山口県スポーツ少年団顕彰の表彰式が県庁で行われ、本町から3人のスポーツ少年団指導者が表彰を受けました。

22年もの長きにわたり、指導者としてスポーツ少年団の発展や指導・育成に尽力されたことが認められたもので、同日、受賞の報告に町役場を訪れました。

◎平成19年度山口県スポーツ少年団顕彰者

若山 榮治さん (平生合気道)  
南木 辰夫さん (同右)  
池村 忠さん (平生空手)

## スポーツの発展に貢献

## 春の叙勲



瑞宝単光章を受章された元山口少年鑑別所法務教官の福本洋一さん(佐賀)が、5月21日、受章の報告に町役場を訪れました。

福本さんは、昭和45年に新光学院に勤務され、その後も数々の鑑別所などの職場で少年少女の更生に尽力され、法務教官として多大な貢献をされたことが評価されたものです。

## 行政協力員会議が開催されました



今年度最初の行政協力員会議が、町内5会場ですべて5月12日から16日にかけて開かれました。

この行政協力員会議は、各自治会の行政協力員と町執行部が参加して毎年行われているものです。

参加した行政協力員からは意見や質問が活発に飛び交い、行政と町民で対話のできる、重要な会議となっています。

民生委員・児童委員特別表彰

5月26日、民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣特別表彰伝達式が県庁で行われ、立野恭子さん(大野北)、濱本重美さん(佐賀)、熊谷テイ子さん(平生町)が表彰を受けました。

昨年11月の退任まで、民生委員・児童委員として長きにわたり尽力された3人は、同日報告のため訪れた町役場で、これまでの思い出など多くを語ってくれました。これからもまだまださまざま分野でがんばってほしいと、山田町長もお祝いとお激励を述べました。



△左から山田町長、浜本さん、熊谷さん、立野さん

こんにちは保健師です

No.564

石綿（アスベスト）による健康被害

～自分が病気かどうか不安な場合～

石綿による健康被害は、石綿肺など短期間で多量の石綿を吸入することによって発症する疾病は10年以降の潜伏期間を経て、中皮腫など低濃度の石綿の吸入によっても発症する疾病は30～50年という長い潜伏期間を経て発症します。早期発見・治療には、石綿による疾病の自覚症状があるかチェックすることが大切です。石綿を吸い込んだ可能性があり、呼吸困難、咳、胸痛などの症状がある人、その他特にご心配な場合は、近隣の労災病院のアスベスト疾患センターなどの専門医療機関にご相談ください。

◆チェックしてみましよう

- ・息切れがひどくなった
  - ・咳や痰が以前に比べて増えた、痰の色が変わった
  - ・痰に血液が混ざった
  - ・胸や背中の痛みが持続する
  - ・顔色が悪いと注意された、つめの色が紫色に見える
  - ・顔がはれぼったい、手足がむくむ、体重が急に増えた
  - ・激しい動悸がする
  - ・風邪をひいて、なかなか治らない
  - ・微熱が続く、高熱が続く
  - ・寝床に横になると息が苦しい
  - ・食欲がなくなつた、急にやせた
  - ・やたらに眠い
- また、過去に石綿を吸い込んでしまった恐れのある人は、喫煙により肺がんのリスクが増大するため、禁煙することが重要です。

(参考資料…石綿と健康被害)

【健康診断や治療が可能な労災病院】

山口労災病院（山陽小野田市小野田1315-4）

Tel 0836(83)2881

【アスベスト被害に関する問合せ先および相談窓口】

柳井健康福祉センター Tel (22)3631

【最寄の労働基準監督署】

下松労働基準監督署 Tel 0833(41)1780



おすすめメニュー

キャベツのサラダ巻

平生町食生活改善推進協議会

切り口の彩りがきれいでかわいく、やさしい味です。

《材料》 4人分

ゆでたキャベツの葉	4枚	A	だし汁	1カップ
しょうがの甘酢漬	20g		砂糖	大さじ4
わかめ(乾)	12g		酢	大さじ3
かにかまぼこ	2本		みりん	大さじ1
			塩	小さじ1

《作り方》

- ①しょうがの甘酢漬は汁気を絞り、わかめは水で戻す。
- ②キャベツの芯の太いところを切り取り、まな板の上に広げる。手前から1/3のところへわかめとしょうがの甘酢漬、かにかまぼこをのせて、両端を折り込みながらきつく巻く。
- ③Aの調味料を合わせて甘酢を作り、②をつける。
- ④③を1~2cmの長さに切る。

体重1kg=腹囲1cmどう減らす？

太くなった腹囲1cmは、ほぼ体重1kgに相当し、これを減らすためには約7000Kcal(キロカロリー)分の食べるものを減らすか、動くことを増やさなければいけません。減量は、「無理なく、確実に」が大切です。まずは1カ月に体重1kg(腹囲1cm)減を目標に始めてみませんか？

7000Kcalを30日で割ると、約230Kcal。1日当たり約230Kcal分ずつ食べるものを減らすか、動くことを増やせば、1カ月に体重1kg(腹囲1cm)減らせることになります。ちなみにシュークリーム1個、ビール中ビン1本(500ml)、運動では体重50kgの人で散歩90分程度が約230Kcalに相当します。

食事と運動をうまく組み合わせ、あなたなら体重1kg(腹囲1cm)をどうやって減らしますか？

シリーズ「メタボ撃退、大作戦！」 No. 3



7月は「社会を明るくする運動(社明運動)」の強調月間です。  
この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちが非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

最近、理解できないほどの衝撃を受ける殺人事件や子どもへの虐待など、今までは考えられない惨事が相次いでいます。それだけに、運動に込められた思いや願いは切実です。

私たちは平生町更生保護女性会は、今年で、19年目を迎えます。会員数95名で社会奉仕活動や子育て支援などに取り組み、社会を明るくする運動平生町推進大会にも積極的に参加協力しているボランティア団体です。

会では、この運動期間中に各団体の皆さんと連携を図り、社会を明るくする運動広報ビデオの上映や防犯パトロールなどに取り組んでいます。

## 平生町更生保護女性会



平生町生涯学習推進マスコット「マナビット」

特に「小中高校あいさつキャンペーン」(愛の声かけ運動)を、平成14年度から実施してきました。参加してくださる皆さんが、子どもたちの登校時間に合わせて校門に立ち、社会を明るくする運動の啓発グッズを配りながら声をかけます。このキャンペーンには、保護司や行政から町長、教育長をはじめ担当課職員、民生児童委員、主任児童委員、町民会議の皆さん、婦人会や警察の方と、多くの皆さんが思いや心を届けています。

また、昨年の9月から、平生小学校において、青少年育成町民会議大野地区会議の皆さんと一緒に、月1回の継続的なあいさつ運動を始めま

した。登校の様子はさまざまですが、子どもたちと笑顔いっぱいなあいさつを交わすことで、子どもたちから、たくさん元気をもたらしています。これからも、子どもたちへ愛の声かけ運動を実践するとともに、女性の立場から皆さんの心を和ませ、ほつとするそんな更生保護女性会でありたいと思っています。



小中高校あいさつキャンペーン

No. 157

生涯学習推進だより

明るい社会をめざして！

## 図書館だより



### 新着図書を紹介

図書の一部を紹介します。

#### 《一般書》

- りすん 諏訪 哲史 著  
戸村飯店青春100連発
- いいんだよ 瀬尾まいこ 作
- 水谷 修 著  
今日の「いのち」のつかい方
- 日野原重明 著

## 暮らしの中に図書館を!!

子育てがラクになるクッキングセラピー  
吉原ひろこ 著

#### 《児童書》

- ケロリガケロリ いたうひろし 作
- ともだちみつけた 松成真理子 絵
- 真夜中の学校で 川端 裕人 作
- 身近な科学の大研究 栗岡 誠司 監修
- 世界一に輝いた松坂大輔メジャー物語 石田 雄太 文

#### 休館日

6月…16日、23日、29日(日/月末整理日)、30日  
7月…7日、14日

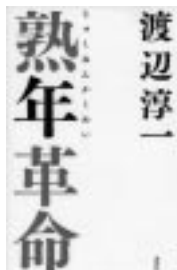
平生図書館 Tel (56) 2310  
【開館時間】午前9時～午後5時15分

### 話題の本

「熟年革命」

渡辺 淳一 著

もっと輝く自分のために、年甲斐のない不良(ワル)になろう! シニア世代と予備軍の50歳以上の人々に、前向きな人生「プラチナ・スタイル」を提唱。時代を先取りして、楽しみながら自己を構造改革する生き方を指南する。



## シリーズ

## 正しい知識で安心な消費生活

山口県消費生活センター 電話 083(924)0999

## 「融資保証金詐欺」にご注意を！

相談

低金利で融資するというダイレクトメールが届いたので、融資を申し込みました。融資前の保証料が必要だと言われ数回振り込みしましたが、結局融資はされず、保証料も返ってきません。

アドバイス

「融資保証金詐欺」の手口と思われます。被害にあった場合は、警察に被害届を出しましょう。また、こうした被害にあわないためにも、軽い気持ちで融資の誘いにのらないようにしましょう。

## ◆◇ワンポイント◇◆

ダイレクトメールや雑誌広告などで「低金利で融資する」などと誘い、融資を申し込むと登録料や保証料として何度もお金を振り込ませ、結局融資もせずに保証料などをだまし取るという手口は「融資保証金詐欺」と呼ばれています。

まず、貸金業を営む場合は、貸金業規制法に基づき、国（財務局）または都道府県の登録を受けなければなりません。無登録で貸金業を営む業者は「ヤミ金融業者」と呼ばれています。ヤミ金融対策法により、無登録業者の広告や勧誘は禁止されており、取立行為も規制されています。

また、大手消費者金融業者によく似た広告を使用するケースもあり、注意が必要です。登録業者かどうか、また違法な事業者名かどうかは金融庁のホームページで確認できます。

金利が明らかに安い、担保・保証人不要などの甘い話には十分注意してください。

## 平生警察署だより

6月1日から

## 道路交通法が変わりました

- 後部座席を含む全席でのシートベルト着用が義務化！

安全運転は、シートベルトの着用から始まります。同乗者の安全を確保するためにも、車に乗ったら全席・全員シートベルトを着用しましょう。



- 自転車の通行ルールが変わります！

自転車は車道または自転車道を通ることが原則です。ただし、普通自転車は「歩道通行可」の標識があるときに加え、「子どもや高齢者、体の不自由な人が運転する場合」や「車道通行が危険な場合」も歩道を通ることができます。

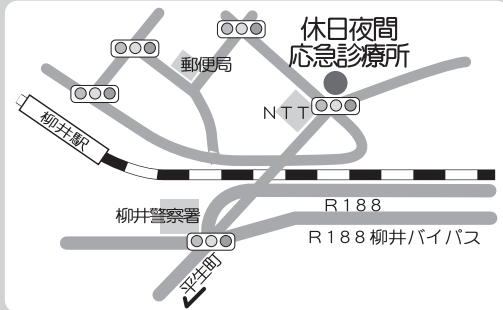
- 75歳以上は「高齢運転者標識」の表示が義務化！

75歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識（紅葉マーク）を車の前面と後面（高さ地上0.4m以上1.2m以下の見やすい位置）に表示することが義務付けられます。

## 休日や平日夜間の医療案内

◇診療は、あくまで応急的診療であり、専門的な診療は受けられない場合があります。

■柳井地域休日夜間応急診療所（旧 佐藤医院）  
柳井市中央1丁目5番3号  
Tel (22) 9001（下記診療時間内）



区分	診療日	診療時間（受付）
休日 昼間	日曜日・祝日 盆（8月15日） 年末年始 （12月30日～1月3日） ※これらの日の夜間診療は ありません	午前9時～12時 （11時30分まで）  午後1時～5時 （午後4時30分まで）
	平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません

## 柳井健康福祉センター相談日

〔柳井市古開作／Tel (22) 3631〕

- B・C型肝炎検査《要予約（前日まで）》  
7月9日水 10:00～11:00
- 骨髄バンク登録受付（検査）《要予約（前日まで）》  
7月9日水 9:00～10:00
- 発達クリニック（乳幼児）《要予約（1週間前まで）》  
7月10日木 13:00～16:00
- エイズ抗体検査・相談《要予約（前日まで）》  
7月9日水 13:00～15:00
- 心の健康相談《要予約（1週間前まで）》  
6月17日火、7月15日火 13:00～14:00
- 思春期・ストレス相談《要予約（前日まで）》  
7月11日金 10:00～15:00
- 不妊専門相談（申込み期限 7月11日水）  
7月17日木 14:30～18:00

### こころの救急電話相談

山口県精神科  
救急情報センター

Tel 0836 (58) 4455（24時間対応）

内容：精神病、うつ病など、こころの病気による混乱した言動・ひきこもり・自殺願望など

### 小児救急電話相談

受付時間  
毎日 午後7時～10時

Tel #8000 または Tel 083 (921) 2755（携帯電話も可）  
内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

## 福祉医療費受給者証（重度心身障害者用）の 交付（更新）申請について

町では、重度心身障害者を対象として、保険適用医療費の自己負担分を助成しています。

次の要件に該当し、現在受給者証の交付を受けていない人は、申請手続きをしてください。

すでに受給者証をお持ちの人は、有効期間が6月30日  
月で満了となりますので、更新手続きを行ってください。

- 対象者  
障害年金1級などを受給されている人  
身体障害者手帳の1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級などをお持ちの人
- 申請期間  
6月23日月～30日月（新規申請は随時受付）
- 申請場所  
町役場健康福祉課、佐賀地区の人は佐賀出張所
- 持参物  
印章、健康保険証、心身障害者手帳または年金証書、受給者証をお持ちの人は旧受給者証（オレンジ色）
- 所得制限  
扶養親族などの数により制限額が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。※平成20年度町民税額を本町で確認できない場合は、税額を証明する書類が必要です。

■問合せ先 町役場健康福祉課 Tel (56) 7115

### 「まちの保健室」

山口県看護協会柳井支部事務局  
Tel 0820 (78) 0310

場所：イズミゆめタウン柳井 2階ベビー服売り場前  
日時：6月21日土 午後1時～5時  
内容：血圧測定、体重・体脂肪測定、健康相談、  
乳児・育児相談など

## 月間火災・救急発生状況 月間交通事故発生状況

（4月）資料：柳井地区広域消防組合

（4月）資料：平生警察署

	火災			救急		発生件数			
	建物	山林	その他			人身	物損	死者(人)	傷者(人)
管内	2	2	1	253	管内	6	43	0	6
平生町内	1	1	0	27	平生町内	3	11	0	3

### まちの人口

世帯数 5,507 世帯(+6)  
人口 13,366 人(-22)  
4月30日現在の住民  
うち男 6,350 人(-19)  
基本台帳記載人口。  
( )内は前月対比。 女 7,016 人(-3)

## 今月の納税【6月】

納期限 6月30日

町県民税

第1期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

問合せ先 町役場税務課 Tel (56) 7114

（ミュージックチャイムの曲名）

6:00 みかんの花咲く丘 12:00 上を向いて歩こう 17:00 夕やけこやけ 22:00 雨降りお月さん



Information

# 情報

# 伝言板

じょうほうでんごんばん

## 試験・募集

### 国家公務員採用試験

#### ●募集職種

- 《大学卒業程度》①航空管制官
- 《高校卒業程度》②国家公務員
- Ⅲ種③刑務官④入国警備官⑤皇
- 宮護衛官⑥航空保安大学校学生
- ⑦海上保安学校学生⑧海上保安
- 大学校学生⑨気象大学校学生
- 受験資格（詳しくはお問い合わせください）①昭和54年4月2日～昭和62年4月1日生まれの人②昭和62年4月2日～平成3年4月1日生まれの人③昭和54年4月2日～平成3年4月1日生まれの人④昭和60年4月2日～平成3年4月1日生まれの人⑤昭和63年4月2日以降の生まれの人⑦昭和60年4月2日以降の生まれの人
- 受付期間（第1次試験日）①7月22日火～8月5日火（9月28日日）②6月24日火～7月1日火（9月7日日）③7月22日火～8月5日火（9月21日日）④⑤⑥⑦7月22日火～8月5日火（9月28日日）⑧⑨8月28日木～9月9日火（11月1日土、2日日）

#### ■問合せ先

人事院中国事務局  
Tel 082 (2228) 1183  
<http://www.jijigo.jp/chugoku/>

### 平成20年度消防設備士試験

- 試験日 8月24日日
- 受験地 下関市、山口市、周南市
- 試験の種類 甲種（特種、第1～5類）、乙種（第1～7類）
- 願書受付期間 6月30日～7月11日金
- 問合せ先 柳井地区広域消防本部予防課  
Tel (23) 7774

### 火薬類取扱・製造保安責任者試験

- 日時 8月24日日
- 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験 午後1時～3時
- 丙種火薬類製造保安責任者試験 午後1時～3時30分
- 場所 山口県セミナーパーク
- 受付期間 6月24日火～7月3日木（消印有効）
- 受付場所および問合せ先 社団法人山口県火薬保安協会  
Tel 083 (925) 2649

### 薬物乱用防止ポスター・作文募集

- 応募作品
- ◇ポスター 4つ切りまたはB3用紙で縦型（裏面に学校名・学年【一般は住所】、氏名（ふりがな）を記入）
- ◇作文 400字詰め原稿用紙3枚以内（原稿用紙のはじめに学校名・学年【一般は住所】、氏名（ふりがな）を記入）

- 応募資格 県内居住者
- 締切 9月19日金
- 応募先および問合せ先 柳井健康福祉センター 生活環境課 環境衛生事業班  
Tel (22) 3631

平生警察署 刑事生活安全課  
Tel (57) 0110

山口県薬物乱用対策推進本部  
Tel 083 (933) 3018

## 講座・講習

### やないファミリー・サポート・センター講習会

- 日時 7月3日木 午前9時30分～11時30分
- 場所 柳井市総合福祉センター
- 内容 講演「わくわく・どきどきの子育て論」、事例発表
- 定員 先着50人
- 参加費 無料
- その他 託児あり（要申込み）
- 申込期限 6月30日日
- 申込みおよび問合せ先 やないファミリー・サポート・センター  
Tel (23) 0668

### 防火管理者資格取得講習会

- 日時 7月31日木（甲・乙種共通）、8月1日金（甲種のみ）
- それぞれ午前9時～午後4時
- ※乙種は1日目の受講、甲種は2日間の受講が必要です。

- 講習区分 乙種防火管理講習（乙種防火対象物【飲食店・ホテル・病院などで300㎡未満、学校・寺院・工場などで500㎡未満の建物】の防火管理）、甲種防火管理講習（甲種防火対象物の防火管理）
- 講習場所 柳井市文化福祉会館（柳井市尾の上）
- 受講料（テキスト代）甲種・乙種とも3400円
- 受講手続き 柳井地区広域消防組合消防本部予防課、柳井消防署または最寄りの出張所で受講申込書を受け取り、必要事項を記入の上消防本部予防課、柳井消防署または最寄りの出張所に申し込みください。
- 受付期間 6月16日～7月11日金
- 問合せ先 柳井地区広域消防組合消防本部予防課指導係  
Tel (23) 7774

### 剪定（松・雑木）講習会

- 日時 7月28日～8月1日金 午後1時～5時
- 場所 アクティブやない ほか
- 対象者 町内に在住のおおむね60歳以上の人
- 受講料 無料

＜ 以下は広告欄です ＞

●申込み方法 はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、性別、年齢、生年月日、電話番号を記入の上7月4日金までに申し込みください。

■申込みおよび問合せ先  
社柳井広域シルバー人材センター  
Tel (23) 5959

### パソコン・会計補助講習

●日時 7月18日金～8月5日火 ※土日祝日を除く（午後1時～5時 最終日は9時から）

●場所 アクティブやない  
●内容 パソコン基本操作および日次・月次・決算処理の習得  
●対象者 雇用・就業を希望する60歳代前半層の人

●受講料 無料  
●定員 20人（応募者多数の場合は抽選）

●申込み方法 はがきに講習名、住所、氏名（フリガナ）、性別、年齢、生年月日、電話番号を記入の上、7月7日月末にお申込みください。

■申込みおよび問合せ先  
社山口県シルバー人材センター  
連合会  
Tel 083 (921) 6070

### 技能向上訓練

◇パソコン AutoCad  
（初級）講習（定員10人）

●日時 7月4、7～11日 午後6時から9時

●講習内容 AutoCadの基本操作、各種設定から簡単な機械図面の作図技能を習得

●受講対象者 在職者などで、職場などにおける技能向上を指し、全日程参加が可能な人

●受講料 10000円  
●締切 6月24日火

◇パソコン パワーポイント（初級）講習（定員18人）

●日時 7月12、13日 午前9時から午後4時

●講習内容 パワーポイントでビジネス用企画などのプレゼンテーションの基本操作を学ぶ  
●受講対象者 在職者などで、Windowsの基本操作ができ、職場における技能向上を目指し、全日程の参加が可能な人。

●受講料 7000円  
●締切 7月2日水

◇第2種電気工事士 技能対策講習（定員20人）

●日時 7月4、7～11日 午後6時～午後9時  
●講習内容 国家試験・第2種電気工事士技能試験対策  
●受講対象者 在職者などで、第2種電気工事士技能試験合格を目指す人。

●受講料 14000円  
●締切 6月20日火  
■実施場所および問合せ先  
山口県東部高等産業技術学校  
Tel 0834 (28) 2233

### お知らせ

#### 内閣総理大臣名の書状を贈呈

先の大戦において、外地など（事変地の区域または戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務

に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦（慰労給付金受給者を除く）に対して、そのご苦労に報いるため、内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

■問合せ先  
総務省大臣官房管理室業務担当  
Tel 03 (5253) 5182

#### 平成20年分の路線価図の閲覧

相続税・贈与税の土地などの評価に用いる平成20年分の路線価図等の閲覧は、7月1日火からを予定しています。

路線価図等は、ご自宅などでインターネットにより閲覧できます。（国税庁ホームページの「路線価図等の閲覧コーナー」では、全国の過去3年分の路線価図等がご覧になれます。）

全国の国税局・税務署でパソコンにより閲覧できます。

■問合せ先  
国税庁  
Tel 03 (3581) 4161

#### 最低賃金法の改正について

最低賃金の決定基準や罰則の上限額、最低賃金の減額特例の新設、派遣労働者への適用関係など大きな改正がある最低賃金法改正法が7月1日から施行されます。

改正法の概要は、厚生労働省ホームページに掲載しています。  
(<http://www.mhlw.go.jp/>)

■問合せ先  
山口労働局労働基準部賃金室

Tel 083 (995) 0372  
下松労働基準監督署  
Tel 0833 (41) 1780

#### 学校見学会・体験授業

●内容 周南コンピュータ・カレッジの学校紹介、校内見学、コンピュータ体験など

●対象 高校生・一般社会人  
●日時 7月12、29日、8月11、28日 午前10時～午後3時

■問合せ先  
職業訓練法人 周南コンピュータ・カレッジ事務局  
Tel 0833 (72) 8000  
<http://www.scaa.jp/>

### 相談

#### 多重債務無料法律相談会

山口県、山口県弁護士会、山口県司法書士会との共催で多重債務者向けの無料法律相談会を開催します。

●日時 7月7日（弁護士相談）、8日（司法書士相談）  
午前10時～午後4時

●場所 柳井市文化福祉会館  
●定員 各先着10人（要予約）  
●内容 法律専門家による多重債務の相談（1人30分）

●受付期間 6月16日～7月4日 午前9時～午後5時  
（土日祝日除く）

■申込みおよび問合せ先  
山口県県民生活課  
Tel 083 (933) 2608

町役場経済課  
Tel (56) 7117

### 不正改造車を排除する運動

■連絡先（不正改造車110番）  
中国運輸局自動車技術安全整備課 保安課 技術課

中国運輸局山口運輸支局整備担当部門  
中国運輸局自動車技術安全整備課 保安課 技術課

Tel 083 (922) 5398  
Tel 082 (228) 9141

< 以下は広告欄です >

# まちのかレンダー

《6月16日～7月15日》

## 6 月

16 (月)	
17 (火)	育児学級〈平生地区〉 (10:00/保健センター)
18 (水)	マロニエ会 (9:30/保健センター) こころの健康相談・いこいの場 (13:30/保健センター)
19 (木)	
20 (金)	母親学級② (13:30/保健センター) 朗読ボランティアつゆくさの会 (10:00/平生図書館) ひらお読書会 (13:30/平生図書館) もの忘れ相談 (13:30/ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
21 (土)	体育館開放日 (午前中) 古文書輪読会 (9:45/平生図書館) おはなし会 (14:00/平生図書館)
22 (日)	
23 (月)	保健センター開放日 (9:30) おかあさんといっしょ〈絵本の読み聞かせ〉 (10:00/保健センター)
24 (火)	
25 (水)	
26 (木)	平生町老連シルバー・レクスポ大会 (9:00/町体育館)
27 (金)	
28 (土)	体育館開放日 (午前中) 食品加工教室 (9:30/曾根公民館) パパママスクール (13:30/保健センター)
29 (日)	第26回町民ソフトボール大会 (9:00/ハートランドひらお運動広場)
30 (月)	

## 7 月

1 (火)	育児学級〈大野・曾根・佐賀地区〉 (10:00/保健センター)
2 (水)	マロニエ会 (9:30/保健センター) 思春期講演会 (13:30/平生中学校)
3 (木)	
4 (金)	
5 (土)	体育館開放日 (午前中) 古文書輪読会 (9:45/平生図書館)
6 (日)	
7 (月)	
8 (火)	あすなる会 (13:30/ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
9 (水)	親しみトーク【町長と語る日】 (18:00/町役場町長室) おひざにだっこの会 (10:30/平生図書館)
10 (木)	
11 (金)	
12 (土)	体育館開放日 (午前中)
13 (日)	
14 (月)	人権行政相談 (10:00/町役場本庁、13:00/佐賀公民館)
15 (火)	育児学級〈平生地区〉 (10:00/保健センター)

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

### 「のびゆくまちをつくります」ポスター・標語

#### ポスター最優秀作品



平生中学校 宮村詩織

#### 標語最優秀作品

受け継ごう  
平生の文化と伝統を  
育てよう  
未来を担う若い力を

平生中学校 村上仁美



### 平生町民憲章

わたしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたしたち 平生町民は

- 1 自然を大切にし 環境をととのえ 美しいまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくります
- 1 思いやりと 感謝の心を持ち 温かいまちをつくります
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。

平成20年度特別展示第1弾「水墨画展」開催中 (～7月20日) 町歴史民俗資料館付属展示室

【開館時間】午前9時～午後4時 【休館日 (～7月20日)】6月16日月、23日月、30日月、7月7日月、14日月